

浜松市職員倫理条例及び同規則の運用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市職員倫理条例(平成13年浜松市条例第48号。以下「条例」という。)及び浜松市職員倫理規則(平成13年浜松市規則第64号。以下「規則」という。)の運用に関し必要な事項を定める。

(倫理監督職員)

第2条 条例第9条に規定する倫理監督職員は、副市長、水道事業及び下水道事業管理者及び教育長とする。

2 倫理監督職員を置かない任命権者は、職員に対するその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導、助言その他の必要な措置について、副市長に委任するものとする。

(倫理管理職員等)

第3条 規則第15条第2項の規定に基づき倫理監督職員が指定する職員(以下「倫理管理職員」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。この場合において、倫理監督職員が必要と認めるときは、その職務を他の職員に行わせることができるものとする。

(1)副市長 危機管理監、浜松市事務分掌規則(平成19年浜松市規則第3号。以下この条において「事務分掌規則」という。)第7条第1項に規定する部の部長、事務分掌規則第8条に規定する担当部長、会計管理者、区長及び消防長

(2)教育長 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和31年浜松市教育委員会規則第1号)第2条に規定する部の部長

(3)水道事業及び下水道事業管理者 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)第4条の2第1項に規定する部の部長

2 前条第2項の場合において、副市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に倫理管理職員が行うべき事務を行わせるものとする。

(1)議会 事務局長

(2)選挙管理委員会 事務局長

(3)人事委員会 事務局長

(4)監査委員会 事務局長

(5)農業委員会 事務局長

3 倫理管理職員等は、倫理監督職員の指示のもとに各々所掌する部局内に所属する職員に係る倫理の保持に関し、必要な助言を行う。

(贈与等報告関係)

第4条 条例第7条の規定に基づいて、職員が贈与等報告書を提出するときは、倫理管理職員を経由して提出するものとする。

2 任命権者(市長を除く。)は、贈与等報告書が提出されたときは、その写しを市長に送付

するものとする。

(任命権者の定める基準)

第5条 規則第5条第3項に規定する任命権者が定める場合は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる全ての要件を満たす場合とする。

(1)規則第5条第3項第1号に掲げる行為

ア 同号に規定する式典や祝賀会などの会合の趣旨や目的が公務遂行の目的に沿ったものであり、多数の者が出席するものであること。

イ 職員と利害関係者の中で具体的な懸案事項が生じていないこと。

ウ 提供される飲食物が通常を超えた華美なものとなっていないこと。

(2)規則第5条第3項第2号に掲げる行為

ア 飲食しようとする利害関係者との間で具体的な懸案事項が生じていないこと。

イ 通常を超えた華美なものでなく、飲食の態様に比して応分の負担があること。

(承認の手続)

第6条 職員が規則第9条第1項の承認を受けようとするときは、報酬受領承認申請書を倫理管理職員を経由して倫理監督職員に提出しなければならない。

(講演等の報酬の基準)

第7条 規則第9条第2項の職員に参考となるべき基準は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)講演、討論、講習、研修又は放送番組の出演等に係る報酬 1時間当たり20,000円を上限とする。

(2)著述に対する報酬 400字当たり4,000円を上限とする。

2 前項の場合において、講演等の内容が職務に関して高度の専門性を有するなど前項の基準により難しい場合は、職員は、倫理監督職員又は倫理管理職員に相談し、その指示に従わなければならない。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。